（内閣法の一部改正）

第四条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の八号を加える。

七　国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務

八　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の二（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する事務に関する事務

九　国家公務員の退職手当制度に関する事務

十　特別職の国家公務員の給与制度に関する事務

十一　国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

十二　第七号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）

十三　行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

十四　各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務

第十四条第三項中「事務」の下に「（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十五条第二項中「内閣官房の」を「第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる」に改め、同条第四項中「（昭和二十二年法律第百二十号）」を削る。

第十六条第二項中「内閣官房の」を「第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる」に改める。

第十七条第二項第一号中「第二十一条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

第十八条第二項中「及び内閣情報官」を「、内閣情報官及び内閣人事局」に改める。

第二十五条に次の五項を加える。

2　内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣官房の命令として内閣官房令を発することができる。

4　内閣官房令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5　内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6　内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

第二十五条を第二十六条とし、第二十二条から第二十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十一条第二項を次のように改める。

2　内閣総理大臣補佐官は、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐する。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

第二十一条　内閣官房に、内閣人事局を置く。

2　内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

3　内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4　内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

本則に次の一条を加える。

第二十七条　内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣官房の所掌事務のうち、第十二条第二項第十三号及び第十四号に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を分掌させることができる。

附則に次の一項を加える。

3　内閣人事局は、第二十一条第二項に規定する事務のほか、当分の間、国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）第二章に定める基本方針に基づいて行う国家公務員制度改革の推進に関する企画及び立案並びに当該国家公務員制度改革に関する施策の実施の推進に関する事務をつかさどる。

（内閣府設置法の一部改正）

第五条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号の四の次に次の一号を加える。

五十四の五　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十八条第二項に規定する事務

第七条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第六項中「示達する」を「示達をする」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（大臣補佐官）

第十四条の二　内閣府に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官六人以内を置くことができる。

2　内閣府に、六人を超えて大臣補佐官を置く必要がある場合においては、前項の大臣補佐官のほか、他省の大臣補佐官の職を占める者をもつて充てられる大臣補佐官を置くことができる。

3　大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

4　大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

5　内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、関係する内閣官房長官又は特命担当大臣の意見を聴くものとする。

6　大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

7　国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

8　常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

第三十七条第三項の表再就職等監視委員会の項の次に次のように加える。

退職手当審査会	国家公務員退職手当法

第五十八条第七項中「示達する」を「示達をする」に改める。

附則第三条の二第二項中「この項」の下に「及び次条第二項」を加え、「同条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（大臣補佐官の定数等の特例）

第三条の三　第十四条の二第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、内閣府に、特に必要がある場合においては、復興庁設置法第十条の二第一項の復興大臣補佐官の職を兼ねる大臣補佐官（次項において「兼職復興大臣補佐官」という。）を除き、大臣補佐官六人以内を置くことができる。この場合において、第十四条の二第二項の規定の適用については、同項中「六人」とあるのは「附則第三条の三第一項前段に規定する兼職復興大臣補佐官を除き、六人」と、「前項」とあるのは「同項前段」とする。

2　第十四条の二第三項の規定にかかわらず、兼職復興大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、東日本大震災復興関連事務に係る特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

（復興庁設置法の一部改正）

第六条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第六項中「示達する」を「示達をする」に改める。